

自動車税種別割減免申請書兼現況報告書の誤送付について

1 概要

令和5年度自動車税種別割納税通知書に同封する自動車税種別割減免申請書兼現況報告書（以下「継続申請ハガキ」という）について、納税義務者Aさんあてと納税義務者Bさんあてを入れ違えて送付する事案が発生しました。

※身体障がい者等減免制度については別紙1参照

2 経過・対応

令和5年5月1日	県民センターから納税通知書、継続申請ハガキを送送
令和5年5月9日	納税義務者Aさんから納税通知書に納税義務者Bさんの継続申請ハガキが同封されている旨の連絡があり誤送付が発覚
同 日	納税義務者Aさん宅を訪問し、謝罪のうえ納税義務者Bさんの継続申請ハガキを回収
令和5年5月10日	納税義務者Bさん宅にて、県民センター職員が封入物を確認し、納税義務者Aさんの継続申請ハガキの同封を確認 謝罪のうえ納税義務者Aさんの継続申請ハガキを回収

3 漏洩した情報

納税義務者Bさんの、①「住所」、②「氏名」、③「徴収番号※」、④「自動車の登録番号」（別紙2参照）

※ 県税の課税業務や収納業務を行うために島根県が税務オンラインシステムで使用する番号

4 発生原因

島根県では、自動車税種別割納税通知書の作成及び封入封かん作業について業務委託をしています。

- ・業務委託先：株式会社 マツケイ（島根県松江市乃木福富町735番地211）
- ・再委託先：株式会社 クリアプラス（島根県松江市北田町248）

再委託先である株式会社クリアプラスが、納税通知書と継続申請ハガキを封入する際に取り違えて封入したために発生（継続申請ハガキの封入件数は6,657件）

5 再発防止策

【業務委託先】

- ・納税通知書と継続申請ハガキを封入する際に、納税義務者が一致していることを複数人で確認

【島根県】

- ・継続申請ハガキを封入する際に複数人で確認する旨を業務委託仕様書に記載
- ・委託業務立会時の状況確認の徹底

自動車税種別割の身体障がい者等減免制度について

島根県では心身に障がい有する方が積極的に社会活動できるよう、障がいの程度など一定の要件を満たす場合に、45,000 円（重課の場合は 51,700 円）を上限に自動車税種別割を減免しています。

1 手帳の種類

- (ア) 身体障害者手帳
- (イ) 戦傷病者手帳
- (ウ) 精神障害者保健福祉手帳
- (エ) 療育手帳

2 対象者

障がいの程度が一定以上の方

障がいの程度が一定以上の方と生計を一にする方（家族など）

3 申請手続

(ア) 前年度に自動車税種別割または環境性能割の減免を受けておられる方（継続申請）

納税通知書に同封する継続申請ハガキに必要事項を記入し、県民センターへ 5 月 31 日までに提出（5 月 31 日を過ぎて申請される場合は減免額が月割りとなります）

※今回の事案では、この継続申請ハガキを誤発送しました

(イ) 新規で減免を受けられる方

① 申請期限：5 月 31 日

（5 月 31 日を過ぎて申請される場合は減免額が月割りとなります）

② 申請先：県民センター

③ 必要書類：身体障害者手帳等、運転免許証（写）、自動車検査証（写）、減免申請書

（家族運転の場合）生計を一にしていることが判別できるもの（住民票など）

① 納税義務者住所

63円切手
を貼ってく
ださい

(差出人負担)

② 納税義務者氏名 様

自動車税種別割の減免について (通知)

徴収 番号	③	登録 番号	④
----------	---	----------	---

上記の自動車は、昨年度自動車税種別割又は自動車税環境性能割が減免されていました。今年度の自動車税種別割について引き続き減免規定に該当するか否か裏面記載事項をご確認のうえ、添付のハガキの該当欄を記入し、5月31日までに必ず提出してください。

この通知書についてご不明の点がありましたら、当県民センターにお尋ねください。

【お問い合わせ先】



行

差出人	
住所	空欄
氏名	空欄

このはがきを投函される際は、上記欄に住所及び氏名を必ずご記入の上、切手を貼ってください。

自動車税種別割減免申請書兼現況報告書

徴収 番号	空欄	登録 番号	空欄
----------	----	----------	----

下記照会事項について、4月1日現在の状況を確認の上、変更がないときはAを○で囲んでください。変更があるときはB又はCを○で囲み、変更等の内容を下記の【変更欄】に記入してください。

照会事項

- 1 減免を受けた自動車を使用していますか。
- 2 住所は同じですか。
- 3 手帳の番号や等級は同じですか。
- 4 身体障がい者等が死亡された場合には、下記の【変更欄】に「年 月 日死亡」と記入してください。
- 5 運転者や運転免許証に変更はありませんか。
- 6 減免を受けた車が身体障がい者等の本人名義でない場合、本人名義の車（軽自動車を含む）を所有していませんか。
(以下は生計を一にしている者が運転している場合)
- 7 運転者及びその生計関係は同じですか。
- 8 使用目的は申請時と同じですか。

- A 変更がありませんので、今年度も減免を申請します。
B 変更がありますので、報告の上、今年度も減免を申請します。
C 次の理由により減免を申請しません。

【変更欄】

B又はCを○で囲んだ場合には、変更等の内容を具体的に記入してください。

空欄

【納税者(申請者)】 年 月 日

住 所

氏 名 (電話) ()

【身体障がい者等氏名】 (携帯) ()

【運 転 者 氏 名】

記載上の留意事項

- 1 左のハガキは今年度の減免申請書となります。おもて面に印字されている徴収番号及び登録番号を書き写し、本年4月1日現在の状況をご記入の上、申請(報告)期限までに必ずご提出ください。

**申請(報告)期限は5月31日(水)です。(当日消印有効)
～できるだけ5月19日(金)までの提出をお願いします～**

*前年度までの申請内容から変更がある場合、添付書類の提出や新規申請、納税が必要となることがありますので、同封の「減免申請について大切なおしらせ」をご覧ください。

- 2 期限後にハガキが提出された場合は、提出のあった日の翌月から月割りで減免することとなります。
- 3 減免を受けようとする自動車の税額が限度額の45,000円(重課対象車は51,700円)を超えている場合は、その超える部分について負担額が発生しますので、同封の納付書により納期限までに納めてください。
- 4 ハガキの内容を審査し、減免の可否を決定します。減免通知書は6月下旬に送付します。なお、不正な申請があった場合は減免を取り消すことがあります。
- 5 次の場合は当県民センターまでご連絡ください。
 - ・表記の自動車と異なる自動車について減免を希望される場合
 - ・5月31日から減免決定通知書が送付されるまでに車検を受けられる場合
 - ・その他記載方法等が分からない場合

ハガキを郵送される場合は、切手と同封のシールを貼って返送してください。また返送の記録を残したい場合には、特定記録郵便(有料)をご利用ください。

ハガキに代えて簡単・便利な電子申請も利用できます。

以下のURLから電子申請が可能です。

<https://www.pref.shimane.lg.jp/life/zei/ken/download/jidousya.html>